

議案第98号

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

令和3年8月31日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

## 石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第6項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。